

稲津町1～3丁目の通学区域の変更について

(根拠)

『庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画』(平成29年(2017年)8月22日策定)

「現在、豊島小学校、第十中学校の通学区域でありながら、一定の条件下において野田小学校、あるいは第四中学校への指定校変更が認められる稲津町1～3丁目については、豊島小学校、第四中学校の通学区域に変更する方向で取り組みを進めます。」

(結論)

調整区域である稲津町1～3丁目の通学区域については、調整区域を解消するため、現状の指定校変更可能校である野田小学校及び指定校である庄内さくら学園中学校が閉校になる庄内さくら学園の開校に合わせて、以下のとおり変更する。

(通学区域) [現状]

指定校	指定校変更
豊島小学校	野田小
庄内さくら学園中学校	豊島小卒業者のみ第四中

[変更後]

指定校	指定校変更
豊島小学校	×
第四中学校	×

(参考) スケジュール

学校名	年度	平成30年度(2018年度)	令和2年度(2020年度)	令和5年度(2023年度)
豊島小学校		豊島小学校	豊島小学校	豊島小学校
野田小学校		野田小学校	野田小学校	庄内さくら学園
第十中学校		第十中学校	庄内さくら学園中学校	
第四中学校		第四中学校	第四中学校	第四中学校

(時期)

庄内さくら学園の開校時

[規定の整理]

庄内さくら学園開校時

学年	既居住児童・生徒	転入学児童・生徒
	就学学校名	就学学校名
1	豊島小学校(兄・姉が庄内さくら学園に在籍していれば、庄内さくら学園への指定校変更可)	豊島小学校
2～6	野田小学校→庄内さくら学園 豊島小学校→豊島小学校	
7 (中1)	第四中学校(兄・姉が庄内さくら学園に在籍していれば、庄内さくら学園への指定校変更可) 野田小学校卒業児童→庄内さくら学園選択可	第四中学校
8・9 (中2・3)	庄内さくら学園中学校→庄内さくら学園 第四中学校→第四中学校	

(規定)

【小学校】

- 庄内さくら学園の開校をもって、調整校区の取扱いを廃止する。
- 庄内さくら学園開校時の1年生から移行する。それ以前に野田小に在籍していた児童は、庄内さくら学園在籍とし、そのまま6年生まで在籍するものとする。
- 豊島小学校新1年生の入学時に、兄・姉が庄内さくら学園に在籍している場合は、弟・妹は希望すれば庄内さくら学園に就学できるものとする。
- 弟・妹が豊島小学校の新1年生に入学する時の庄内さくら学園に在籍している兄・姉の豊島小学校への指定校変更の希望は、認めない。
- 庄内さくら学園開校以降の転入学児童は、各学年とも、豊島小学校を指定する。

【中学校】

- 庄内さくら学園の開校をもって、校区を庄内さくら学園中学校から第四中学校に変更する。また、調整校区の取扱いを廃止する。
- 庄内さくら学園開校時の野田小学校卒業児童、開校後の庄内さくら学園6年生修了児童は、希望すれば庄内さくら学園に就学できるものとする。
- 庄内さくら学園開校以前に庄内さくら学園中学校に在籍していた生徒は、庄内さくら学園在籍とし、そのまま卒業まで庄内さくら学園に在籍するものとする。
- 第四中学校新1年生の入学時に、兄・姉が庄内さくら学園に在籍している場合は、弟・妹は希望すれば庄内さくら学園に就学できるものとする。
- 弟・妹が第四中学校の新1年生に入学する時の庄内さくら学園に在籍している兄・姉の第四中学校への指定校変更の希望は、認めない。
- 庄内さくら学園開校以降の転入学生徒は、各学年とも、第四中学校を指定する。